

## 甲斐市議会 厚生文教常任委員会 会議録

1. 開催日時 令和7年11月17日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

---

### 出席委員（8名）

委員長	清水和弘君	副委員長	保坂康君
	山本英君		依田那津希君
	加藤敬徳君		谷口和男君
	滝川美幸君		金丸寛君

### 欠席委員（なし）

### 傍聴議員（2名）

議長	秋山照雄君		山坂賢太君
----	-------	--	-------

---

### 説明のため出席した者の職氏名

市民生活部長	望月新路君	こども子育て健康部長	堤貞治君
教育部長	大寫正之君	市民協働推進課長	久保田浩君
スポーツ振興課長	広瀬修君	子育て支援課長	中村大輔君
健康増進課長	赤松圭君	教育総務課長	小田切英規君
学校教育課長	小山田拓也君	生涯学習文化課長	大柴宏之君
図書館長	樋口一君	市民協働係長	宮川倭香君
スポーツ推進係長	乙黒良智君	保育係長	小澤裕一君
健康企画係長	田邊誠君	教育総務係長	内野真理君
指導監	小野貴博君	生涯学習係長	内藤京子君

---

### 職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 中澤一昭 書記 小林久美  
書 記 深澤隼人

## 内容

- 1 第5次甲斐ヒューマンプラン（案）及びパブリックコメントの実施について（市民協働推進課）
- 2 甲斐市地域クラブ活動について（生涯学習文化課・スポーツ振興課）
- 3 令和7年度教育委員会の自己点検・評価報告書について（教育部）
- 4 公立保育園の主食提供について（子育て支援課）
- 5 乳幼児通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施について（子育て支援課）
- 6 甲斐市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）及びパブリックコメントの実施について（健康増進課）
- 7 その他

開会 午前 9時28分

○書記（深澤隼人君） ご参集、大変お疲れさまです。

ただいまから厚生文教常任委員会を開会いたします。

本日の委員会は、初めに委員長より挨拶をいただきまして、委員長の進行により進めてまいります。

それでは、次第2、委員長挨拶、清水委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 改めて、皆さん、おはようございます。

早朝より参集、ご苦労さまでございます。

こうやって見ますと、マスク姿が大分目立ってきました。町なかでいっても当然そうですね。インフルエンザが大変はやっているということで、定例会に向けてぜひ健康には気をつけていただきたいと思います。

それでは、慎重審査をいただきますようお願い申し上げます、挨拶といたします。

---

○委員長（清水和弘君） ただいまの出席委員は7名です。定足数に達しておりますので、これより厚生文教常任委員会を開会します。

また、保坂副委員長は遅刻の連絡がありましたので、報告いたします。

本日、傍聴がおいでになるようですから、傍聴を許可いたします。

それでは、次第3、内容に入ります。

初めに、第5次甲斐ヒューマンプラン（案）及びパブリックコメントの実施について、担当より説明をお願いいたします。

久保田市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（久保田 浩君） お疲れさまです。

市民協働推進課から第5次甲斐ヒューマンプラン（案）及びパブリックコメントの実施について説明させていただきます。

S i d e B o o k sに掲載されております別冊資料、第5次甲斐ヒューマンプラン（案）の1枚目をお願いいたします。

1、背景になりますが、1つ目として、男女共同参画社会基本法では、「市町村における

関連施策についての基本的な計画を定めるよう努めなければならない」と定められていること。2つ目に、甲斐市男女共同参画推進条例により、市長は、この施策を計画的に推進するため、基本計画を策定することを定めております。

これらの法令に基づき策定した計画が甲斐ヒューマンプランであり、現行の第4次プランの計画期間が本年度終了するため、令和8年度から12年度までの5年間を計画期間とした第5次プランを策定するものであります。

次に、2、策定経過であります。昨年度の終わりから準備を進めてまいりました。まず、今年3月に県立大学名誉教授の池田氏を講師に招き、職員及び男女共同参画推進委員向けの講演会を実施しました。今年度に入り、5月に本計画策定業務の委託計画を締結し、8月から9月にかけては、アンケート調査や市民ワークショップを行い、市民からの意見をいただくとともに、7月と9月の2回、男女共同参画推進委員会において検討会を実施し、山梨大学の秋山教授にアドバイスをいただきながら策定を進めてまいりました。

今月初めに、市長を本部長とする本部会議において書面ではありますが、プラン案の検討を行い、本日この委員会に案をお示したところでございます。

3、第5次甲斐ヒューマンプラン（案）の概要であります。

総合目標としましては、「みんなでつくる だれもが自分らしく 快適に生活できる都市」を掲げました。

基本目標については、I、人権尊重とジェンダー平等社会に向けた意識づくりから、V、多様な人材の参画による地域社会づくりまでの5つを基本目標に掲げ、その重点、目標の中に12の重点目標と26の施策を掲げております。

それでは、内容の説明をさせていただきます。

資料につきましては、Side Booksの別冊資料の2枚目のプランからの変更点（案）と3枚目以降の第5次甲斐ヒューマンプラン（案）を掲載させていただいておりますが、本日はお手元にお配りしました2枚のA3資料、右上に別紙1、別紙2と記載されました資料によりご説明をさせていただきます。

まず、別紙1と記載のある第5次甲斐ヒューマンプランの概要をご覧ください。

概要の1ページ目、策定の趣旨については、先ほど背景の中でご説明させていただきましたので、省略させていただきます。

次に、2、現状の把握についてご説明させていただきます。

市民アンケートやワークショップを8月から9月に実施し、市民の意識や社会状況の変化

など、現状把握を行いました。市民アンケートは2,000人を対象に行い、回答率は37.3%となっております。アンケート等から把握した市の現状については、案の第2章に統計データ及び分析を記載しております。後ほどご覧ください。

こちらには市民アンケートの一部抜粋した内容を掲載しております。(1)、(2)については、ジェンダー平等に関する認知の高まりと意識の改革についてのアンケートをまとめたものとなっております。アンケート結果からジェンダー平等という用語の認知度や男性の育児、介護取得を賛成する意識が高まっているものの、社会全体では、男性のほうが有利・優遇されていると感じる人が多く、家庭内では男性が稼ぎ、女性が家事・育児等を担うという性別による固定的役割分担の傾向がまだまだ見られ、共働き世帯が増える中でも、家事や育児の分担には差があることが分かります。

(3) その他に記載されておりますが、今回のアンケートでは、自分の性を出生時の性別と同じとは捉えていない人が0.9%いること。また、DVを受けた経験のある人のうち誰にも相談しなかった人が半数を超えるという結果もありました。こうした状況から、性の多様性への理解促進や誰もが安心して相談・支援を受けられる環境づくりが引き続き重要な課題となっております。

次に、お手元の別紙2をご覧ください。

こちらは現行の第4次プランと第5次プラン(案)の主な変更点についてご説明をいたします。

こちら、表の見方になりますが、左側が第4次プラン、右側が第5次プラン(案)となります。中央にあります矢印については、基本目標のつながりや変更点を示しております。

最後の表の基本目標を見ていただきますと、色ごとに基本目標のⅠからⅤを表し、青色の基本目標Ⅰが人権尊重、緑色の基本目標Ⅱが地域といったように基本目標ごとに色分けしながら分野を分けております。

変更の方向性として、左側の第4次プランを第5次プランでも踏襲しながら進めるほか、左側の基本目標Ⅴについては、施策ではなく、プランの進め方に関する内容であるため、右側の第5次プランからは除外し、推進体制として新たにページを再編成いたしました。

右側の基本目標Ⅲについては、学校現場でのジェンダー平等意識を育む環境をつくることが必要であると考え、第5次プランで新たに基本目標に追加しております。

次に、変更点について説明させていただきます。

1点目としまして、総合目標についてですが、左側の第4次プランでは、上から2行目に

あるとおり、「男女が共に支えあう 生活快適都市をめざして」となっておりますが、右側の第5次新プランでは、「みんなでつくる だれもが自分らしく快適に生活できる都市」へと変更いたしました。これは近年、性の多様性の考え方が浸透しつつある中で、人の性は男性か女性かの二者択一ではなく、様々な形があるという考え方からとなっております。

また、甲斐市に暮らす外国人の数も年々増加するなど、地域を構成する人々の背景や価値観がますます多様化しております。こうした変化に加え、高齢者や障がいのある方、生活に困難を抱える方など、支援を必要とする人々が地域の中に存在しているため、誰一人取り残さないという考え方の下、全ての人が互いに認め合い、安心して暮らせる共生社会の実現を目指していきます。

2点目としまして、先ほどの総合目標の変更に伴い、第5次プランでは、計画全体で男女共同参画という表見をジェンダー平等へと見直しました。多様な性の理解進展やSDGsの認知度の向上に伴い、県の計画の方向性とも合致するものであり、より広い意味での平等を目指す姿勢を示しております。

3点目としまして、右側の第5次プランでは、人権の尊重とジェンダー平等を実現するため、具体的な行動につなげやすいように配慮し、基本目標ⅠからⅤの順に意識づくり、生活・家庭、学校、仕事、地域と一人一人の意識づくりから最後に地域へと広がっていくと考え、基本目標の順番を再構成いたしました。

また、左側の第4次プランでは、基本目標ごとの具体的な目標値は設定されておりましたが、右側の第5次プランでは、基本目標Ⅰ、白い四角をご覧くださいますと、指標はジェンダー平等の理解度とし、基本目標Ⅱは、基本目標の指標は、家庭で男女平等だと感じている人の割合といったように、数値目標を設けることで計画の進捗をより明確に評価します。

伴いまして、第5次プランでは、各課から事業の計画、進捗状況、各種目標の達成状況を報告していただくことで、計画全体の成果について毎年点検・評価を実施し、進捗管理をしてまいります。

4点目として、第5次プランの基本目標Ⅳの2にある企業等への働きかけが重要であると考え、山梨県が設けた女性活躍や男性の育児参画を推進する認知制度の事業者数の増加を目指し、柔軟な働き方を実施するための社内制度や職場環境の制度の支援を明記しました。

以上が現行の第4次プランから第5次プランへの変更点となります。

それでは、再度お手元の資料の別紙1の概要に沿ってご説明させていただきます。

1 ページをめくっていただき、概要の2ページをご覧ください。

3、目指したい将来像についてご説明させていただきます。

第5次プランで進めるジェンダー平等社会が実現すると、私たちの暮らしはどのように変わるのかを第5次プランの基本目標ⅡからⅤの各分野の目指したい将来像として載せております。結果として、いつまでも甲斐市に住み続けたいと思う人が増え、それぞれの地域社会が機能を発揮し、市全体の活力が維持できるようになる。これが第5次プランでの目指したい将来像となります。

続いて、④の計画の総合目標と基本目標につきましては、先ほど(1)総合目標のほうと基本目標のほうはお話しさせていただきましたので、ここは割愛させていただきます。

続いて、右側、3ページの5、施策の展開については、第4次プラン策定後に、国において新設または改正された法令や計画など整理を進めて36あった施策を26施策にまとめてあり、概要に記載されておりますとおりととなっております。

概要の最後に相談窓口などを掲載いたしました。

市では、DVやハラスメント、家庭や職場での悩みなど誰もが安心して相談できる環境づくりを進めてまいります。こうした窓口を知っていただき、困ったときには1人で悩まず、まずは相談してもらえよう呼びかけてまいります。

S i d e B o o k s の別冊資料の1枚目にお戻りください。

4、今後の予定でございます。

市民の皆さんから広く意見を募集するため、11月20日から12月15日までの期間、第5次甲斐ヒューマンプラン(案)のパブリックコメントを実施予定でございます。パブリックコメントの結果報告は1月の常任委員会において報告し、3月に市ウェブサイトなどで公表して市民の皆様へ周知を図ってまいります。

次に、5、その他としまして、議員の皆様には、第5次甲斐ヒューマンプラン(案)に対する意見・提言書という用紙を今回別添で用意させていただきました。お手元に2枚、A4の紙がございます。こちらのほうでご意見を賜りたいと思います。期間が12月10日水曜日までとなっております。こちらほう、市民協働推進課のほうにご提出いただければと思っております。

以上、第5次甲斐ヒューマンプラン(案)及びパブリックコメントの実施についてご説明させていただきました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長(清水和弘君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

ここで委員並びに職員各位に申し上げます。

質問は一問一答とし、また、質問・答弁は簡潔明瞭にさせていただきますようお願い申し上げます。

それでは、質疑がありましたら、お願いいたします。

滝川委員。

○委員（滝川美幸君） 別紙の2の資料の新プランのところの色分けしてあるところの白い枠に、ここは新しく指標を設けるという説明をいただいたんですけども、この指標というのは、こういう文言、今これ、文言だけですけども、ここに数値みたいなものは入るんですか。目標数値みたいなもの。

○委員長（清水和弘君） 久保田課長。

○市民協働推進課長（久保田 浩君） こちらのほうも計画、プランのほうの素案のほうにもございますが、素案のほうの33ページのほうに、基本目標というところがございます。こちらのほうで基本目標ⅠからⅤまで各目標に対しまして、それぞれ指標、現状値、目標値ということで載せさせていただいております。今回概要のほうでそこまで載せておりませんが、プランのほうの中身のほうでは、載せさせていただいておりますので。

〔発言する者あり〕

○市民協働推進課長（久保田 浩君） 申し訳ございません。

概要のほうでは、別紙1のほうの開いていただいて、左の下、4、計画の目標と基本目標の中の（2）のところに指標値のほうを載せさせていただいております。このようなものとなっております。よろしく申し上げます。

○委員長（清水和弘君） よろしいですか。

そのほかございませんか。

滝川委員。

○委員（滝川美幸君） ちょっとヒューマンプランから外れるかもしれませんが、甲斐市の男女共同参画推進委員会の活動として、新しくこういうものを推進していくということになりますと、委員の中の活動の中にもこれをしっかり入れていただきたいなということを感じています。やることがたくさんあって、今までの活動を見ているとなかなか男女共同参画、ジェンダー平等を進めていくような活動があまり見られないなということを経験から携わってきた私から見ると、非常に今は防災に特化しているようなところがあって、じゃ、

防災の中にどんなくらいジェンダー平等を入れていくのかというところが、明確に結論が出ていないし、こういうしっかりしたプランを新しく作り直すのであれば、この中にきちんとジェンダー平等を進めていくということで、市内の例えば企業さんとかそういうところに働きかけたりするそういう活動、目に見える活動というものも甲斐市の男女共同参画推進委員会にはぜひしていただきたいなども希望がありますので、その辺は、希望で結構ですけれども、実現していただきたいなと思っていますので、要望でよろしく願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 答弁必要ですか。

〔発言する者あり〕

○委員長（清水和弘君） 久保田課長。

○市民協働推進課長（久保田 浩君） ありがとうございます。

今、滝川委員のほうからいただいたご要望につきまして、今後進めていかなければならないとは思っております。

コロナの関係で、なかなか外へ出ていけなかった時期がございます。そういう部分もありまして、昨年、その前の第9期の委員につきましては、勉強会が主になってしまっておりまして、なかなか外へ皆様周知していくということはなかなかできなかったもので、今後そういうことがやっていけるようにまた進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いします。

○委員長（清水和弘君） そのほかございますか。

山本委員。

○委員（山本 英君） 別紙の1の2ページの3番ですけれども、先ほどパーセンテージという話があったんですが、4番に対してパーセンテージということは、この3番で決めるということですか。3番に対して、気になるのが、職場でのワーク・ライフ・バランスだったり、自分の望むキャリアというのが、4番の4、女性をはじめ誰もが働き続けられる職場の指数と数値を出すということですか。

○委員長（清水和弘君） 久保田課長。

○市民協働推進課長（久保田 浩君） 3の目指したい将来像のほうと4の計画の基本目標のほうがリンクしているかどうかというところがございますでしょうか。

全部に対して指標を設けるとするのはなかなか難しいので、基本目標の中の幾つか選択しまして、その中で指標を設けて、それが達成できるかどうかいうところを見ていきたいと思っております。全てに、指標を全て設けてしまうと、なかなか難しいものがあります。これは総合計画とか、ほかの計画も同じような形になっておりますので、よろしく願いいたし

ます。

○委員長（清水和弘君） 山本委員。

○委員（山本 英君） そこはどこか。何件か特定の企業を決めて、職場を決めて、そういったところからアンケートを取るんですか。

○委員長（清水和弘君） 久保田課長。

○市民協働推進課長（久保田 浩君） こちらのほうの事業者は、県のほうの調査とか、あとそういうものを活用しまして、市のほうでやる場合もありますし、県のやっているものを指標にしたりとか、そういうもので出していきたいと思っております。

○委員長（清水和弘君） 山本委員。

○委員（山本 英君） じゃ、市独自でもやっていくということによろしいんですか。

○委員長（清水和弘君） 久保田課長。

○市民協働推進課長（久保田 浩君） ものによってはそういう形でやっていきたいと思っております。

○委員長（清水和弘君） そのほかよろしいでしょうか。

滝川委員。

○委員（滝川美幸君） 今のところで。

現状の8業者になっていますよね、事業者になっていますね。4番のところ。えるみんのところの。これは市内の業者ということですよ。

○委員長（清水和弘君） 久保田課長。

○市民協働推進課長（久保田 浩君） 市内の業者になっております。市内で今8業者ございますので、それを11業者まで増やせるように目標としてやっていきたいと考えております。

○委員長（清水和弘君） 滝川委員。

○委員（滝川美幸君） そういうことなので、これ、あと3業者増やしたいという目標値ということだと思わすけれども、そういうところへやはり先ほど私がお願いしたような方たちが、きちっと聞き取り調査をすとかそういう活動で目に見える形ということはそういうことですので、ぜひ進めてください。お願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 久保田課長。

○市民協働推進課長（久保田 浩君） 事業者のほうになかなかこれまで市のほうからそういうのを周知していくということは、まだ進んでおりませんでしたので、そういう形で、全ての事業者にまた回るというのは難しいので、女性が多いところとか、あとはまた、従業員が

多いところから回っていけるような形で進めていければいいなと思っております。

○委員長（清水和弘君） 山本委員。

○委員（山本 英君） この数値、パーセンテージを無理して目指すのではなく、しっかりそういったところの内容も把握してやってもらっていきたいと思います。数字ばかり、目標ばかり高くして、結局そこに無理してパーセンテージを上げるんじゃ全く意味がないと思いますので、そういったところも配慮してやっていただければと思います。

○委員長（清水和弘君） 要望でよろしいですか。

○委員（山本 英君） はい、要望で。

○委員長（清水和弘君） そのほかございますか。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） 目標を立ててやるのはいいんですけれども、今、国なんかで問題になっている選択的夫婦別姓の問題とかそういうような意見も聞いてみるとか、そういう必要もあるんじゃないかと思うんですけれども。

○委員長（清水和弘君） 久保田課長。

○市民協働推進課長（久保田 浩君） 今回の計画の中には、特にその夫婦別姓でしたか、そちらのほうはまだ入ってはおりませんが、国のほうで法律も絡んでくることですので、国のほうの調査等も含めた中で、またそちらのほうを動向見ていきたいと思っております。

○委員長（清水和弘君） 滝川委員。

○委員（滝川美幸君） もちろんそうだと思います。法律が絡んでくるということで難しいかもしれないけれども、パートナーシップ制度も決して法律が整ったわけではないけれども、甲州市では既にパートナーシップ制度、認定して今回新しい議員の中にもそういう方が当選されていますので、やはり市独自でもしっかりとそういうものを進めていくという姿勢が大事かなと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、目標値だけを出してもという意見もありましたけれども、やはりないものに対しては、きちっと目標値をつくっていくということが基本で、それに目指さなければ、なかなか外堀を埋めてから進めるというのは、非常に難しいので、特にジェンダー平等の問題に対しては、非常に山梨県は遅れている。日本は遅れている中で、目標値をきちっと高めていかなければならないということを感じていますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 山本委員。

○委員（山本 英君） すみません、目標値は大事だと思うんですが、いろいろな企業とかで

話を聞くと、やっぱりあまりにも高い数値を出されてしまって、会社というのはやはりある程度利益を出さなきゃいけない。そこで、例えば女性でも出世したい方もいれば、今のポジションがいい。そうって今のポジションがいいという方を無理やり女性の数値を上げなきゃいけないというところで、無理して上げて、逆に上がらなくて辞めていくという話もよく聞くので、やはり内容も数値、パーセンテージを出すのも大事だと思うんですが、やはり内容もしっかりついていくようにやっていきたいというのが、要望でございます。

○委員長（清水和弘君） 静粛に。

久保田課長。

○市民協働推進課長（久保田 浩君） 今のお二人のお話を聞いている中では、意識づけという部分で市民はもちろんですけれども、企業の皆様にも意識づけの部分も必要になってきますので、市としては、そのPR部分のほうをまた強化していければなどは考えております。

○委員長（清水和弘君） よろしいですか。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） 意見会みたいになっても困るんですけれども、もちろん目標を立てるのは大事だと思うんですよ。これについていけないもちろん企業もあるし、現実もあると思いますので、それについては、やっぱり目標達成しなくても達成するための助成ですとか、そういうのも考えていけたらいい話であって、現状と目標は必ずしも矛盾するものではないと思いますので、ぜひ、意見になってしまいますけれども、お願いします。

○委員長（清水和弘君） ここで申し上げますけれども、委員会、委員同士のやり取りに対しての交換は、極力やめてもらいたいと思います。

そのほかございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

以上で第5次甲斐ヒューマンプラン（案）及びパブリックコメントの実施についてを終わります。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前 9時58分

再開 午前10時00分

○委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

続いて、甲斐市地域クラブ活動について、担当より説明をお願いいたします。

大柴生涯学習文化課長。

○生涯学習文化課長（大柴宏之君） 甲斐市地域クラブ活動について説明をさせていただきます。

資料のほうは3ページをお願いします。

1、休日の部活動の地域移行についてです。

教員の働き方改革と少子化に伴う部活動の部員減少という課題に対応するために、休日の部活動を段階的に地域移行する趣旨のガイドラインが、令和4年12月に文部科学省（スポーツ省、文化庁を含む）から提示されました。

2、甲斐市における地域クラブ活動の地域展開についてです。

令和7年5月に原則休日における部活動の地域展開実現について、国から令和13年度までに目指す「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議最終とりまとめ」が示されました。前年度までの取組でありました本市については、学校教育課において令和5年度、6年度協議会を立ち上げまして、部活動地域連携実証事業を実施したところであります。

部活動の「地域移行」は「地域展開」に名称変更されまして、学校部活動を学校教育ではなく、社会教育の一貫として実施し、学校単位から地域全体に広げただけで、関係者が連携して支え、生徒の幅広い活動機会を提供する地域クラブを立ち上げることを目標としております。

また、令和8年度に甲斐市認定地域クラブ活動整備推進協議会を立ち上げ、甲斐市の地域クラブの認定基準等の設置により具体的な体制の整備を図っていきます。

本協議会の下にスポーツ関係と文化芸術関係の専門部会を設けまして、相互に連携を図りながら、体制づくりを推進していきます。

下表のほうに地域クラブのイメージ図を掲載させております。

まず、学校部活動、こちらのほうですけれども、学校が主体となって行われる部活動です。学校の中での実施、あと、地域連携というものがあるんですが、こちらのほうは複数校でまとまって1つの部活動を行う合同部活動の導入、あと、部活動指導員等の地域の人材を活用すること。こちらのほうを地域連携と言っております。

こちら、学校部活動は、中学校での部活動で教員、顧問の先生が生徒に指導するという形になっております。それに対しまして、地域クラブ活動、こちらのほうですけれども、地域が主体となって行われる活動となります。場所のほうは、市民体育館、公民館、学校体育施設など多様な場所での実施が考えられます。あと、多世代・多種目な活動が見込まれます。こちらのほうにつきましては、地域の指導者、例えばですけれども、総合型地域スポーツクラブや民間事業者などの地域人材が地域の子供たち、世代間などへ多様な交流が考えられる、こういう子供たちに対して指導をするという内容となっております。

4ページをお願いします。

今後の予定についてになります。

(1) 例規整備、先ほど説明させていただきました学校教育課で行っていた協議会の立ち上げ、そちらのほうは、現在現行の「甲斐市中学校部活動地域移行協議会設置条例」というのを制定しておりました。今回こちらのほうを廃止いたしまして、新たに施行に必要な条例を新規制定いたします。そちらの制定の名前のほうは「甲斐市認定地域クラブ活動整備推進協議会設置条例」という名前になります。

(2) 甲斐市地域クラブ活動整備推進協議会の立ち上げ、市立中学校校長代表、小・中学校PTA代表、社会教育指導員等で組織いたしまして、認定地域クラブの認定基準等の設定、運営方法等について諮るための組織として運営いたします。

下に表のほうがあります。こちらのほうが甲斐市の地域クラブのロードマップとなっております。

まず、項目順で説明させていただきます。

まず、国が示す期間ですが、令和8年度から令和10年度まで、この間改革実行期間の前期となります。令和11年度から13年度まで改革実行期間の後期という期間になります。こちらのほうについては、休日における改革実行期間内に原則全ての部活動で地域展開の実現を目指していくというロードマップとなっております。

また、令和8年度のところで市内で1つ以上のクラブ立ち上げと書いてあるんですが、そちらのほうは、県のロードマップに示してある内容となっており、本市においても8年度1つのクラブ活動の立ち上げを目指しているところであります。

次に、甲斐市認定地域クラブ活動整備推進協議会になります。

令和7年度に条例制定、協議会の設置を行い、令和8年度4月1日からの施行で協議会のほうを実施して、先ほどの内容のとおり、地域クラブの認定基準等の設定、あと、運営方法

等について諮ってまいりたいと考えております。

次に、地域クラブ活動のほうですけれども、令和8年度1つ立ち上げまして、その後から地域クラブ活動を開始、市が認めた認定制度を活用した地域クラブを増やしていく予定となっております。

次に、関係者への周知ですけれども、本事業における対象者への周知ということで、児童・生徒、保護者、教員、スポーツ、文化芸術団体等への周知及びまた内容を進めていくに当たってのアンケート等も実施していきたいと考えております。

説明のほうは以上となります。ご審査のほどよろしく申し上げます。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑等がありましたら、お願いいたします。

加藤委員。

○委員（加藤敬徳君） 地域クラブということで、だんだん子供の数も少なくなり、かつては各学校ごとにあった部活もない部活がだんだん出てきているということで、こういった取組は非常にいいことだと思います。

以前たしか剣道だか何だか、試験的に専門的な指導者でやっているというような取組があるというんですけれども、そういったものって今どんなふうな形になっているんでしょうか。

○委員長（清水和弘君） 大柴課長。

○生涯学習文化課長（大柴宏之君） 先ほど私のほうで、令和5年度、6年度、学校教育課のほうにはなりますが、部活動の実証授業というものを行わせていただきました。その中の一応種目のほうでは、令和5年度が野球と陸上、令和6年度のほうが、合同と単独という2つの形があったんですが、種目としては、吹奏楽と陸上、あと、単独のほうでアーチェリー、女子バドミントン、剣道という形で実施のほうをしたところであります。

こちらのほうにおきましては、部活動の指導員、顧問の先生が教えるという形ではなく、部活動指導員の方が休日に指導をするという形で実証事業を行ったところであります。

○委員長（清水和弘君） 加藤委員。

○委員（加藤敬徳君） 実証事業を行っての総括というか、その結果というのはどんな感じなんでしょうか。

○委員長（清水和弘君） 大柴課長。

○生涯学習文化課長（大柴宏之君） まだ種目のほうが少ないということもあったんですが、

やはり中学生からすると、いろんな学校の子たちとの交流が得られる。そういう場で楽しかったという意見ももらっています。また、一応保護者のほうからとか教員の方からのアンケートも取ったりもしていたんですけども、やっぱり集まってやるという中で、技術的な考え方が中学生それぞれ違うもんで、もっと専門的にやってほしかったとか、そんなような意見もあったところであります。

○委員長（清水和弘君） 加藤委員。

○委員（加藤敬徳君） 休日のそういった部活とかクラブ活動の指導ということなんですけれども、平日は従来どおり学校のほうで指導をするというような形で進めるということなんですしょうか。

○委員長（清水和弘君） 大柴課長。

○生涯学習文化課長（大柴宏之君） 現在のところ並行で進める形になっております。そして、また13年度以降、まだ国の方針のほうも明確にはなっていないところもありまして、今後どういうふうなガイドラインが示されるかという形になってくると思います。

○委員長（清水和弘君） 加藤委員。

○委員（加藤敬徳君） 並行で行うということなんですけれども、例えばいろんな部活で土日のほうは例えばもっと専門性のある高度なスキルを持った指導者が指導してくれる可能性があると思うんですけども、例えば逆に、平日の学校の中では、やったことない種目とか内容のクラブを全然経験のない先生が指導するなんてこと今あるみたいなんですけれども、その辺のギャップというのはやっぱり平日と休日のレベルの違いというんですか、その指導の内容の。そういった格差というのは、どういうふうに対応するものなのか、どういうふう考えているのか、教えていただけますか。

○委員長（清水和弘君） 大柴課長。

○生涯学習文化課長（大柴宏之君） 今回地域クラブというのが、社会教育の一環であるということで、現在の既存の部活動が全部地域クラブになる、種目がですけれども、なるという形ではなくて、社会教育の一環として、楽しみながら多くの方が参加していただけるような形で、ちょっと専門性というところになってきますと、逆に平日よりもちょっと落ちる可能性もあったりするとは思われます。

○委員長（清水和弘君） 加藤委員。

○委員（加藤敬徳君） 技術的レベルが落ちるというのは、どういう理由なんですか。

○委員長（清水和弘君） 大柴課長。

○生涯学習文化課長（大柴宏之君） 多くの中学生に参加していただいて、休日受け皿となる活動という中で、本当に学校の部活動の種目にはないようなもの、そういうものも立ち上げながら、参加していただくという中で、そういう技術を求めていかないものも多く今度は立ち上げていきたいということも考えておまして、今が、現在国のほうにおいても大会ですか、現在、今、中学生というのは、顧問の先生に指導をいただいた中で、技術を高めて大会に参加していい成績を目指しております。でも、この地域クラブのほうにおきましては、今認定制度、今後制定されていくと思うんですけども、その認定クラブで認定されたもののクラブにおいては、そういう大会に参加できる。今この大会の在り方についてもまだ明確にはなっていない状況になっておまして、今、市のほうで考えているのは、多くの中学生が土日に受け皿となる地域クラブのいろんな内容のクラブを立ち上げていけたらと考えております。

○委員長（清水和弘君） 加藤委員。

○委員（加藤敬徳君） 私も受け取り方が違っているかもしれないですけども、例えば野球をやっているような子が、平日は学校でその指導を受けるんですけども、土日は地域クラブでまた野球の指導を受ける。そういったことではなくて、全然学校でやっていることと関係ないことを受ける。違う種目というか、違うことを受けるというのはそれでも全然いいということなんですか。

○委員長（清水和弘君） 広瀬スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（広瀬 修君） お答えします。

地域クラブになると、今委員が言ったとおり、野球を部活でやっても、例えば土日でやっているほかのことに興味があるから、ちょっと違うことをやりたいといった場合は、その立ち上げられた地域クラブでほかのことをやっても全然構わないものになります。

ちょっと勘違いされちゃうところなんですけれども、中学校の部活動と今回始まる地域展開される地域クラブというのは、部活動がそのまま移行するものじゃないんですよ。学校にあった中学校にあるそれぞれの部活がみんななくなってしまうから、地域でそれぞれがある野球が中学校5校あれば、野球部の5校分を地域クラブをつくるというものじゃなくて、地域でいくと、1つか2つになるかもしれないしとかと、部活動は全然関係ないものになってきます。なので、その部活で活動しているものに対して、同じように土日をそこでやるかやらないかというのは、全然子供たちが選ぶもので構わないので、違うものに興味があるから土日はやってみようというものも全然活動としてはいいものだとなっております。

以上です。

○委員長（清水和弘君） 加藤委員。

○委員（加藤敬徳君） 何となく分かりました。

じゃ、例えば少年野球とか、いわゆる今でもある地域のクラブサッカーとかそういったようなあれと同じような形になるということなんですか。

○委員長（清水和弘君） 広瀬課長。

○スポーツ振興課長（広瀬 修君） イメージとしてはスポ少の感じに似てくると思います。

やっぱりどこか指導者、それなりの指導者というものが、これは話が出てきましたけれども、認定されることが出てきますけれども、指導者には指導者の資格とかというのが出てきますけれども、学校で部活でやるんじゃないくて、いろんな人が混ざってきてやるものが地域クラブだという形になっていますんで、スポ少のような団体のイメージというのは、どちらかというと、そんな感じになってくるんじゃないかなと思います。学校のものじゃないんで。

以上です。

○委員長（清水和弘君） 加藤委員。

○委員（加藤敬徳君） じゃ、土日はそういった地域クラブということですけども、じゃ、従来学校でやっていた部活とかというのは、土日はもうやらないよという方向になるということなんですか。

○委員長（清水和弘君） 広瀬課長。

○スポーツ振興課長（広瀬 修君） 学校の部活動については、まだどうなっていくかということが出ていないです。なので、今のところ共存になっていくと思います。部活動も残っていて、地域クラブも立ち上げていくという形で並行してつくって、継続していく形になると思います。いずれの中で、中学校が部活動なくすかというのは、ちょっとまだはっきり出ていないですけども、部活動は部活動でまだ今は残っています。土日はやるかやらないかというのも、その県だとか、国ではまだ言っていません。土日やらないよとは言っていないんで、県とか市の考え方でもうやらないよという形であれば、部活は土日はやらないということもありますけれども、今、甲斐市のほうでは部活も残りながら、地域クラブのほうも立ち上げていくというような並行した形で動いています。

以上です。

○委員長（清水和弘君） 加藤委員。

○委員（加藤敬徳君） 当初こういう活動を立ち上げたというのは、私の記憶というか認識で

は、例えば教員の土日を先生がそういった指導でどうしてもやんなきゃいけないという部分の軽減というような意味合いでこういうことを立ち上げているというようなのを聞いたような気がするんですけども、それでは何か全然今までと何か当分は変わらないような感じになってくるんじゃないかと思うんですけども、どうなんですか。

○委員長（清水和弘君） 大畠教育部長。

○教育部長（大畠正之君） 当初やはり教員の働き方改革という形も踏まえて、この制度、内容的なものを進めてまいりましたけれども、やはり学校には学校の指導要領というのがございまして、指導要領改定にはなっておりませんので、基本的には部活動は続けていくというのは、今のところは基本になっております。

今後指導要領の改定というのが、現在検討始まっておりますので、今後国の動向等を注視して、どういうふうな形で進めていくかというのを検討していきたいと考えております。

○委員長（清水和弘君） 滝川委員。

○委員（滝川美幸君） 今、加藤委員が長く質問したとおりで、私たちの今まで説明を受けていると、今、大畠部長のおっしゃるように、子供たちの少子化、それから、教員の働き方改革を踏まえた中で、地域の住民を巻き込んで、地域移行をしていくという中で、今回この甲斐市地域クラブという言葉が出てきたので、恐らくこの地域クラブって何だろうなということになってくると思うんですけども、私の思っていたクラブ活動の地域に移行していくというものとイメージが違ってきて、なかなかそれがまだ国のほうが決まっていないから、市としても難しいところで、説明もなかなかできないかもしれないんですけども、地域クラブという名前をつくと、クラブというのは、私たちからすると、お金のかかる活動、イコールお金がかかる活動ということで、今ご父兄の中からも、そうなると、生活が大変な家庭の子供は、今までのようなクラブ活動ができなくなるというイメージが強い。現実問題。だから、そのところをしっかりと市民の方たちに説明をしていかなければ、なかなか理解できないこの事業になるかなという感じがします。

やはりクラブという名前は、昔からサッカーも野球もそうですけれども、十分やっていた子供たちの才能のある子供たちをつくって、クラブでプロを目指すような子供たち、大学を目指す子供たちをつくっていくというイメージがあまりにも強過ぎるんじゃないかと思う。だから、このままだとなかなか理解されないのかな。私もそういう子供がいないから、どちらでもいいといえば、どちらでもいいんだけど、地域の子供たちが自由に今までと同じようにお金がかからないで学校の先生としてやっていくという、そういう理想的なクラブ活

動というものができなくなることによって、地域の指導者がそれを引き継いで、同じように費用がかからなくて、みんな平等に指導してもらえるものだと思っていたんですが、その辺は、もちろんお答えは難しいのかもしれないけれども、そういう理解をしている方が非常に市民の中には多いかなと思いますので、その辺、今後は進める中でしっかりと決まったことを市民に伝えていくということが大切な事業かなと感じておりますので、どうでしょうか。

○委員長（清水和弘君） 広瀬課長。

○スポーツ振興課長（広瀬 修君） 委員のおっしゃるとおり、周知のほうはこれからしていかなきゃいけないと思います。

今後考えられる地域クラブのほうの流れなんですけれども、やはり学校の部活とは違う形にはなってきます。地域で活動していく形になると、やはり受益者負担というものが出た形で、ある程度の参加者のほうからは負担をいただきながら、そのクラブを運営しなきゃならないという形が出てきます。なので、その辺のことは周知していかなきゃならないということ。その費用というものについてもどれぐらいの金額かということはある程度決めていかなきゃいけないということでもあるということではあると考えながら、地域クラブのほうを立てるときに、今いろんなところで考えているところでもあります。どうしても無料でできるというものではないということだけは、方針としてはなってくると思います。

生活困窮者とかに対してどこまで支援できるかということも、これも定めていく。そういうところもちゃんと活動できるようにしていくということになっていきますので、その辺の部分の整備もきちんとしてまいりたいと思っています。

以上です。

○委員長（清水和弘君） 依田委員。

○委員（依田那津希君） 最後にお伺いしたいんですけれども、先ほど地域クラブでも大会などに出場が可能ということだったんですけれども、例えば部活動はサッカーをしている。週末地域クラブは野球をしているというのであれば、その地域クラブで野球の選手登録、部活でサッカーの選手登録ということが可能だと思うんですけれども、どちらも同じサッカーを選択した場合、選手登録はどちらにしていくつもりなのかということと、同じ大会に並行して活動をする中で、どちらのチームに所属して活動していくかというのは、子供たち本人、親御さんたちの意見も含めてそういった形で選択していく可能性が高いんですか。

○委員長（清水和弘君） 広瀬課長。

○スポーツ振興課長（広瀬 修君） 大会については、その地域クラブ立ち上げる。学校にも

部活動として残っている形になる。地域クラブというものを大会に出られる形ということのうちの方が認定して大会にも出られるよという形になれば、その地域クラブでも出られることとなります。ですけれども、学校のほうに部活が例えば野球が残っていて、そこでまわってやっている形であれば、基本的には学校のほうを大会とかに出場するという形では進めていくのかなと。地域クラブをまだ大会に出る形の一つのクラブとして認めるという形じゃなくて、学校に野球がなくなってしまった。なくて地域クラブでしか野球がなくなっているという場合には、こちらのほうを認定した中で、大会にも出られる形になるので、2つが出るという形にはならないような方向でなっています。

以上です。

○委員長（清水和弘君） 依田委員。

○委員（依田那津希君） ありがとうございます。

子供たちの中でも、クラブチームに所属していて、学校の名を挙げたいからと、クラブチームをやめて中学校の部活に移動するという子もいる中で、そういった選択に悩むようなことがないように、明確なすみ分けをしていただけるとありがたいなと思います。これは要望です。

○委員長（清水和弘君） 加藤委員。

○委員（加藤敬徳君） 今の件なんですけれども、たしか以前聞いたような気がするんですが、聞き間違いかもしれないですけれども、たしか野球か何かで部活と地域クラブも今度は参加できるようになったみたいな規定を改定したようなのをたしか聞いたような気がするんですけれども、どうでしたか。

○委員長（清水和弘君） 広瀬課長。

○スポーツ振興課長（広瀬 修君） 大会についてのお話であれば、地域クラブでも出られるようにはなってきています。ですが、それを地域クラブとして市のほうで出る形を取るかというのは、その地域クラブと学校にある部活が残っているのであれば、どちらを選ぶかというのは、ちゃんとクラブと学校のクラブとで話し合った中で、どちらを代表として出すのか。両方が出るという形にはならない形では進めます。ただ、学校になくなった地域クラブで今まで出られなかったものを町が認定すれば、大会のほうには出られるというふうには変わってきています。話としては。

○委員長（清水和弘君） そのほかございますか。

山本委員。

○委員（山本 英君） 確認ですけれども、ここで認定されれば、クラブチームとしても出られるという形の方針ではいいということですよ。

○委員長（清水和弘君） 広瀬課長。

○スポーツ振興課長（広瀬 修君） 出られる形にはなります。ですけれども、学校にまだ部活が残っていて、活動もしている形があるというところの場合は、やっぱり話し合いをした中で、地域クラブとして出るのか、学校の部活として出るのかという形は、そのとき決まってくると思います。

学校1つに対して1つの地域クラブじゃないんで、野球であれば、例えば2校、3校もある。それぞれでも学校ごとでも野球やっけていけられていますという形であって、地域クラブでここへ子供たちが休みの日に集まってきている。ここで出るような形で1校として出るのか。いや、学校単位でまだ残っているんであれば、そちらのほうへ出るのかという形には、まだどうするのかというのは、そのクラブと学校のほうの話し合いになってくると思います。両方が一緒ということはないです。地域クラブでも出られますけれども、それはなくなってきて、学校の部活動がなくなってきた中で、もうここしかないという形であれば、それはこれで出るほうがいいでしょう。それも認めますという話にはなっています。

○委員長（清水和弘君） 山本委員。

○委員（山本 英君） 国の方針が二転三転で多分大変な立場だとは思いますが、僕、変な話、先ほど依田委員も言ったように、例えば同じサッカーだったら、土日もサッカーという子も多分増えてくると思うんですよ。そっちがメインになってくると僕は思うんですけども、平日だけ野球やって、日曜日だけサッカーをやるという子のほうが多分少ないと思うんですよ。やっぱり強くなるには、土曜日、日曜日も出て練習したいという子が、どうしても僕の中では、その流れでこっちもできるのかなと思っていたんで、全く別組織というじゃ、本当にもし、土日だけで大会を目指したいという子たちが出た中で、そっちは同じ部活があるから出られませんと。本当にクラブチームとしてでしか認められず、地域に国とかが移行しろ、クラブチームに地域移行しろと言っている中で、大会にも出られない。逆に、じゃ、地域移行したクラブチームだけの大会ができるのかという感じになっちゃうんです。

ただ何というんですか、うまく言えないんですけども、大会に出たい子たちもいっぱいいると思うんですよ。それが地域クラブに行ったら大会出られませんとなくなってしまったら、多分クラブチーム入らなくなってくると思うんですよ。あとは学校の推薦問題とかもそういったものも出てくるとは思うので、試合を、やっぱり結果をちゃんと練習頑張っている子

を見るのを大事ですけれども、試合に強い子とかそういったこともやっぱり見ていかなきゃいけないところもあるので、そこら辺もちょっとまだ決まっていないので、またゆっくり聞きにいきたいなと思うんですけれども。

○委員長（清水和弘君） 広瀬課長。

○スポーツ振興課長（広瀬 修君） 全中大会、中学校の大会にそういう大会に出られるかという話になればですけれども、そういう大会に対して、今までそういう地域クラブが出られなかったものに対しては、今は出られるようになるという形で進んでいます。

ただ、例えばですけれども、それぞれの学校の部活で、まだ大会に出られるだけの人数がそろって活動している。地域クラブを立ち上げました。そこにも土日、そちらのほうにも例えば参加するとかいう形になってくるとか、これからの流れでいろいろつくってくるんですけれども、そこへ例えばまだ学校でできるものが地域クラブで代表して出るとなった場合に、例えば学校ではレギュラーとして例えば出られた。地域クラブになってしまったら、補欠になってしまうということもあり得ます。学校で活動がまだ部活動として成り立っているうちは、学校の部活動で大会に出るといふほうを私たちの今の考えとしては、進めていくほうがいいのかと。学校として大会に、出ることが人数がいなくできないよという形になってくれば、これはもう地域クラブを立ち上げる動きをしながら立ち上げて、そういうところに出ていくようにするという整備を進めていくのがいいのかなと考えています。

○委員長（清水和弘君） 山本委員。

○委員（山本 英君） ということは、じゃ、合同部活動というのは、今回からなくなるんですか。

○委員長（清水和弘君） 広瀬課長。

○スポーツ振興課長（広瀬 修君） 合同部活動というのは、学校の中でやっている……

〔「人数が足りなくて」と呼ぶ者あり〕

○スポーツ振興課長（広瀬 修君） はい、皆さんでやっていく形になるんで、なくなるというわけではないですけれども、今でも1校、2校で一緒にくっついて、そのまま出るといふ形も並行して継続して動いています。そういう形でもいいと思っています。

全部がまだ地域、完全に部活動がなくなるという形になっていないので、ここが幾つもパターンがあってなかなか難しさがあるんですけれども。

〔「またゆっくり聞きます」と呼ぶ者あり〕

○スポーツ振興課長（広瀬 修君） すみません。

○委員長（清水和弘君） 滝川委員。

○委員（滝川美幸君） 最後に、すみません。

今お話を聞いていると、だんだん今回の地域クラブというものが、大会に出て勝つことだけが目標にするためのこういうものを設立するのかなという、ちょっと不安を感じる。今までの部活であれば、そこへ行って楽しんでやっていく。それも中学校生活の非常に大事な経験だった。だけれども、今聞いていると、やはりそこに選手にして、花形選手にするためにいろんなクラブチームに入れたりしていく。その中で、その子供たちはそれでいい。だけれども、その大切な3年間、中学校でこれをやりたかったという子供たちをどこに置くのか。

私は、こういう特に公立学校の部活動は難しい。そこが難しいのかなと思う。取り残したらいけないじゃないですか。その子が強くなかったって、3年間部活をしたという思い出を持って成長していく中で、いろんなこと集約されて、結局選ばれた子供だけがそういう中で活動をしていくような形に進んでいくことだけは避けていただきたい。それが義務教育の中の私は子供たちにしてあげられる日本の国の精いっぱい平等の教育だと思っている。

だから、甲斐市もしっかりとその辺は守っていただきたい。そうしないと、そこで自分が人生の中で自分はできなかったということをその子供たちに残していくのは、これは甘えかもしれないけれども、それをそういう子供たちも大勢いるんだというところにしっかり甲斐市の場合は、目を向けていっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 答弁必要ですか。

滝川委員、答弁いいですか。

○委員（滝川美幸君） その辺のお考えを伺えればと思います。

○委員長（清水和弘君） 広瀬課長。

○スポーツ振興課長（広瀬 修君） 国のほうからもそういう示しが出ております。強くするためのクラブじゃなくて、楽しめるクラブをと、何でも勝つことばかりの主義じゃないということは示されていますので、そのクラブの中には当然そういうこともありますけれども、楽しめるということもできるようなクラブの創設という形での認定をする中での指導とかは必要になってくると思いますので、そのようにしていきたいと思います。

以上です。

○委員長（清水和弘君） 加藤委員。

○委員（加藤敬徳君） 私、先ほどの山本委員の質問にちょっと関連しているんですけど、学校の部活と地域クラブとある種目に関しては、並行して、例えばじゃ、そういう大会とか

あったときに、子供たちの思いというか、学校でのチームと、例えばサッカーとかですね。クラブ活動のチームとどちらかという、こっちのチームのほうが好きでこのチームで頑張りたいという子供が多分出てくるかと思うんですよね。そういう場合に、線引きというか、そういうので出られないとなると、やっぱりそういった子たちと多分親からクレームが来るんじゃないかと思うので、多分そういうやり方だと、後々もめごとが起きるんじゃないかというそういう懸念がするんですけれども、例えば学校で、じゃ、存続できるような部活がある種目の場合は、地域のクラブ活動は、最初からそういう大会は出られないみたいな前提でやっていかないと、多分そういったときにクレームが出るんじゃないかと思うんですけれども、どうでしょうか。

○委員長（清水和弘君） 広瀬課長。

○スポーツ振興課長（広瀬 修君） 地域クラブを立ち上げるところの難しさもあるんですけれども、部活動として活動がまだ残っている形に対して、地域クラブのほうを積極的に町が立ち上げていくという方針ではないと思うんですよね。町が全部地域クラブを管理して、指導者を集めて、休日からの予定を取ってということはちょっと不可能な形になってきます。

なので、地域クラブを立ち上げたいという機運が高まっているクラブに対しての指導者とか熱い人たちと話をうちが指導の話などをしながら認定していくとかという形になってくると思うんですけれども、部活動がこれまだ今からの方針で決まって、今から決めていくことなんですけれども、学校に部活動がまだ残っている形があるのであれば、地域クラブをつくる必要があるのかというところを話し合いながら、立ち上げていかなきゃいけないのかなど。あるのにこっちにもあるという形になると、今言った委員の話のように、どっちが出られる、どっちへ出たいという話が出てきちゃうと思いますので、それを必要とするのはどこまであるかというのをこの認定基準を決めた中で決めていかないと、両方幾つもできるものがあるという形は、そういう混乱を招くかと思うので、学校でできて活動がまだ動いているという形がそれぞれであるのであれば、わざわざ地域クラブというのを慌ててつくるような形ではなくてもいいのかなという思いもあります。なくなってきちゃってできないから、地域クラブで子供たちがやりたいスポーツができるようなものを地域につくっていきましょうよという形のほうがいいのかなという考えではいるので、そういう方針で進めていきたいなどは考えています。

以上です。

○委員長（清水和弘君） 加藤委員。

○委員（加藤敬徳君） 分かりました。

ぜひそういった部分で、部活が残るような地域は、逆に先ほど言った先生方の働き方や負担がかからないような部分をよく考えて進めていただきたいなど。

以上です。

○委員長（清水和弘君） そのほかございますか。

金丸委員。

○委員（金丸 寛君） 今大変難しい問題であり、時期だと思ふんですよ。学校教育の中での部活。基本的には、私も学校活動の部活を重要視していただいて、可能な限りそこで子供たちが活動ができるという環境、これを第一に考えていただきたい。そのときに、学校の先生の指導の負担が多いからという先ほど流れの中で地域に移そうとか、その辺の誤解といえますか、我々も誤解している部分があるんですけども、そこをきちっと押さえて、基本は学校の部活がある限りはそれを守っていくということ。

それから、地域に移行する場合に、種目はいろいろあるんでしょうけれども、その場合の指導者の認定といえますか、市がクラブを認定するというをおっしゃっていますけれども、クラブの認定と並行して、やはり指導者もしっかりした指導をいただけるような方の登録、こういったことも用意していく必要があると思います。基本はやっぱり部活。我々も中学生の頃、部活やってきました。やっぱり顧問の先生、常に練習についている環境ではなかった。昔も。そういった環境の中でも、私の場合は野球をやっていたんですけども、非常に自分たちで自主的にいろんなことを工夫しながら、部活動をやってきたという経験はありますんで、やはり自主運営じゃないんですけども、子供たちの主体性というのか、そういったものを尊重する意味でも、部活は生かしていただきたいと私は思いますので、その辺を、大変難しい判断だと思ふんですけども、使い分け、これ、間違わないようにやっていただけたらいいかなと思ふしますので、希望しておきます。

○委員長（清水和弘君） 広瀬課長。

○スポーツ振興課長（広瀬 修君） ありがとうございます。

指導者のほうについては、地域クラブのほうでも立ち上げのときに指導者の研修とか受けなきゃならないということのものを用意して、これは県にも要望していきたいんですけども、例えば年に1回、2回とかそういう研修をやるとか、市のほうでも用意するとか、こういうものを受けた中で、指導者として認めるという形なので、地域クラブを立ち上げるには時間がかかると思ふます。いろんな用意からそういうことができ、資格の整った形で認定

していくという形になってくると思いますので、その辺はちゃんとしていきたいと思います。

以上です。

○委員長（清水和弘君） そのほかございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水和弘君） なければ委員の質疑を終了します。

以上で甲斐市地域クラブ活動についてを終わります。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

皆さん、休憩をいたします。50分再開ということでよろしく申し上げます。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時50分

○委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

続いて、令和7年度教育委員会の自己点検・評価報告書について、担当より説明をお願いします。

小田切教育総務課長。

○教育総務課長（小田切英規君） お疲れさまでございます。

教育部より（3）令和7年度教育委員会の自己点検・評価報告書について説明いたします。

資料は別冊の令和7年度教育委員会の自己点検・評価報告書になります。

別冊資料の冊子の下に表示してあります1ページをお願いいたします。

この教育委員会の自己点検・評価報告書につきましては、点検・評価の概要にありますとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項に基づき、令和6年度における甲斐市教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検・評価について報告書を作成いたしましたので、議会に報告するものであります。

なお、この内容につきましては、9月26日に開催いたしました第6回定例教育委員会において審議し、承認をいただいております。

次に、点検及び評価の内容は、市が実施する政策、施策、事務事業について評価・検証を行う行政評価における教育委員会内の事務事業評価結果と、第2次創甲斐教育推進大綱に基づき成果指標を設定している事業の点検・評価結果を記載してあります。

評価対象事業の件数であります。行政評価における事務事業評価のうち、教育委員会の評価対象事業が3件、第2次創甲斐教育推進大綱に関する事務評価が34件、合計37件について自己評価を行っております。

なお、令和6年度は、第2次創甲斐教育推進大綱の最終年度となるため、令和2年度から令和6年度の総括として点検・評価を実施いたしました。

次に、評価の基準ですが、行政評価における事務事業評価の事業の方向性としましては、Aが拡大、Bが業務改善、Cが現状維持、Dが統合、Eが縮小、Fが休廃止であります。

第2次創甲斐教育推進大綱に関する事業評価につきましては、第2次大綱における目標値に対し、達成・未達成を記載しております。

また、第3次創甲斐教育推進大綱における取組の継続の有無を記載しており、継続する場合のみ、継続と記載しております。

次に、評価の視点としましては、創甲斐教育推進大綱事業の施策項目の指標と教育委員会内の事務事業を基に、実施値及び取組内容と目標値を踏まえて、分析評価を行うものであります。

次に、報告書の公表は市ウェブサイト及び議会で公表いたします。

続きまして、冊子の2ページ、3ページは、令和6年度における教育委員会の構成と定例会、臨時会の付議議案について記載してあります。

また、冊子の3ページ下段からは、令和6年度の活動報告としまして、学校訪問、冊子の4ページお願いいたしまして、学校行事・研修会等への参加内容、冊子の5ページをお願いいたしまして、総合教育会議の開催内容につきまして記載してあります。

冊子の6ページからが点検・評価になります。

まず、政策戦略課で行っております令和7年度甲斐市行政評価・事務事業評価における点検・評価の対象となった事業のうち、教育委員会に関わる事業となります。

それでは、分析評価が現状維持のC以外となった事業について説明いたします。

冊子の8ページをお願いいたします。

事業名は、市単独学校教育支援員等配置事業で、担当は学校教育課であります。

事業概要は、学校教育支援員、学力向上スタッフ、スクールサポートカウンセラー、部活動指導員報酬等であります。

事務事業の計画と実行については記載のとおりであります。

分析結果につきましては、下段の表の分析評価の理由欄にありますとおり、人手不足が叫

ばれている学校現場において、特に昨今では、正職員さえ満足に配置できない状況も見られている。そのような状況からも、学校現場に余裕のある人的配置は必須であり、今後も安定した人材確保、人的配置を検討していく必要があることから、評価につきましては、業務改善のBとしております。

次に、冊子の9ページからは、創甲斐教育推進事業の点検・評価となります。

冊子の9ページに、第2次大綱における施策の体系図を記載しており、冊子の10ページから43ページに34事業の点検・評価内容の記載があります。

創甲斐教育推進事業の点検・評価につきましては、第2次大綱で設定した指標の目標値を達成できた7事業について説明させていただきます。

冊子の12ページをお願いいたします。

初めに、第2次大綱における施策項目は、確かな学力の育成で、担当は学校教育課になります。目標となる指標は、学校評価アンケートにおける「外国語の授業が好きですか（内容はわかりますか）」の設問に、「とても好き（わかる）」「好き（わかる）」と回答した児童・生徒の割合です。

取組内容は、小学校では、楽しみながら取り組む工夫を行い、中学校では、会話を中心に授業時間をオールイングリッシュで行うよう努めました。

評価結果ですが、目標値の小学校75%、中学校70%に対し、令和6年度の実績値は、小学校87.1%、中学校74.2%となり、目標を達成しました。

総括になりますが、ALTの有効的な活用を通じて楽しく分かる授業が展開されました。また、指導者用及び学習用デジタル教科書などを活用し、理解につなげる工夫を講じました。

今後はさらに楽しく分かる児童・生徒の増加のためにも、ALTを中心に日常的に触れる機会を増やしていくこととしており、第3次大綱でも取組を継続いたします。

次に、冊子の22ページをお願いいたします。

施策項目は、地域や社会で活躍する人材の育成で、担当は学校教育課です。

目標となる指標は、全国学力・学習状況調査児童生徒質問紙調査における「地域や社会をよくするために何をすべきか考えることがありますか」の設問に「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」と回答した児童・生徒の割合です。

取組内容は、それぞれの教科で地域に目を向ける活動が提示されており、学習を進めながら、地域に目を向ける活動を取り入れました。

評価結果ですが、目標の小学校65%、中学校55%に対し、令和6年度の実績値は、小学

校83.3%、中学校79.1%となり、目標を達成しました。

総括になりますが、学校での活動は地域や社会とのつながりなしには成立しないことを理解し、社会の一員として自分に何ができるかを考えさせる場面を教育活動全般で設定することができました。目標は達成しましたが、引き続き地域のつながりを大切にするためにも、第3次大綱でも取組を継続いたします。

次に、冊子の30ページをお願いいたします。

施策項目は、スポーツ事業と活動機会の充実で、担当はスポーツ振興課です。

目標となる指標は、ラジオ体操事業への参加者数です。

取組内容は、「ラジオ体操のまち甲斐市」推進計画に基づき、各課及び各団体において事業を実施しました。

評価結果ですが、目標値の3万4,000人に対し、令和6年度の実績値は6万6,938人となり、目標を達成いたしました。

総括になりますが、コロナ禍では、事業を実施できず参加者が減少しましたが、保育園や児童館で取組回数を増やしたことが目標達成につながりました。今後も計画に基づき引き続き行政、地域、家庭、各種団体等、一体的に推進を図っていくことから、第3次大綱でも取組を継続いたします。

次に、冊子の35ページをお願いいたします。

施策項目は、図書館事業の多面的推進で、担当は図書館です。

目標となる指標は、「甲斐・本の寺子屋」事業への参加者数です。

取組内容は、4回の事業を実施しました。参加者層を広げる目的で、そのうち1回について、中学・高校生向けの作品を各作家に対し、講演会の中で中学生が直接質問する形で対談を行いました。

評価結果ですが、目標値の250人に対し、令和6年度の実績値は316人となり、目標を達成しました。

総括になりますが、コロナ禍には、事業の延期や中止もあり、安全な実施方法を模索しながら開催を続け、目標を達成することができました。市民の交流や読書推進等のために事業を広く周知し、引き続き計画的に開催していくこととし、第3次大綱でも取組を継続します。

次に、冊子の36ページをお願いいたします。

施策項目は、図書館事業の多面的推進で、担当は図書館です。

目標となる指標は、Wi-Fiの利用者数です。

取組内容は、館内に滞在できる環境を整えることで、W i - F i の利用者増加につながりました。

評価結果ですが、目標の6,000人に対し、令和6年度の実績値は8,220人となり、目標を達成しました。

総括になりますが、スマートフォンなどの普及もあり、館内での座席利用者の増加とともに、W i - F i 利用者が増加し、目標を達成できたことから、第3次大綱の取組としては、継続しないこととしますが、今後もW i - F i を利用した調査研究ができる環境を整えていきます。

次に、37ページをお願いいたします。

施策項目は、子ども読書活動の推進で、担当は図書館です。

目標となる指標は、幼稚園、保育園、児童館等への貸出し冊数であります。

取組内容は、コロナ禍は各園・館共に資料の貸出しが中心で、お話を自粛するところが多くありましたが、お話会の要望が増えてきました。お話会の要望に応えるため、貸出しをこれまで無制限だったものを回数を制限しながらの対応となりました。

評価結果ですが、目標値の1万2,500冊に対し、令和6年度の実績値は1万7,254冊となり、目標を達成しました。

総括になりますが、各園・館に図書を届ける移動図書館については、コロナ禍に利用が増加し、目標達成につながりました。今後はお話し実施等各園・館の要望状況に合わせながら、資料の提供に努めていきます。第3次大綱でも取組を継続いたします。

次に、38ページをお願いいたします。

施策項目は、学校における働き方改革の推進で、担当は学校教育課です。

目標となる指標は、年間20回以上「きずなの日」を実施している学校の割合です。

取組内容は、これまで原則月曜日としていた「きずなの日」の設定を各校自由に設定できるようにしました。

評価結果ですが、目標値の小・中学校100%に対し、令和6年度の実績値も小・中学校100%となり、目標を達成しました。

総括になりますが、各学校が自由に設定することで20回を超える学校が多く見られるようになり、「きずなの日」が定着してきました。今後も働き方改革の一つとして第3次大綱でも取組を継続いたします。

以上が達成した事業になります。

冊子の44ページからは、資料といたしまして、令和6年度に創甲斐教育推進事業として実施した事業の予算額、決算額等を記載して掲載しておりますので、参考にさせていただきたいと思えます。

最後に、第2次大綱の全体的な総括としましては、コロナ禍により、当初の予定どおりに進められなかったり、ライフスタイルが大きく変わったりしたことで、事業の実施方法を見直しながら取り組んできた結果、7事業が目標を達成し、達成率は20.5%となりました。目標達成に至らなかった事業においても、期間中には目標を超えた年度があるものや指標設定の基準とした平成30年の現況値からは飛躍したものもあり、全体的には成果は出ていると捉えております。

目標を達成したものを含め、第3次大綱に引き継がれており、唯一継続としなかった図書館のWi-Fi利用者についても施策項目の図書館事業の多面的推進は引き継がれており、目標を達成したことから、指標の設定はありませんが、Wi-Fi環境の整備は維持していきます。

この第2次大綱の点検・評価を生かして、事業内容の改善等を図るとともに、家庭、地域、学校、教育委員会、関係機関が連携しながら、今年度からスタートいたしました第3次大綱に掲げる各施策を推進してまいりたいと考えております。

令和7年度教育委員会の自己点検・評価報告書について説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑等がありましたら、お願いします。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） 第3次大綱に生かされるということなんですけれども、第2次大綱の結果の中で、やっぱりコロナ禍の中で、利用者が減ったというより、不登校児童が増えたりとか、そういう面も結構あると思うんですよね。そういうのは第3次大綱で生かされているんでしょうか。

○委員長（清水和弘君） 小田切課長。

○教育総務課長（小田切英規君） 利用者数、参加者数につきましては、委員おっしゃるとおり、コロナ禍で一時期停滞したこともあるんですけれども、引き続き広報とか周知をしながら、また参加者数、利用者数は高めていきたいと考えています。ただ、ライフ・スタイル・

バランスも変わっているのです、その辺も加味しながら、継続的に第3次大綱でも引き続き推進してまいります。

不登校の対策につきましても、今後重要な課題と捉えておりますので、引き続き第3次の大綱の中でも重要な施策と位置づけて、推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（清水和弘君） 加藤委員。

○委員（加藤敬徳君） 基本的な質問で申し訳ないんですけども、この事業は自己評価ということなんですが、これは例えばほかの自治体とかでも自己評価という形でやっているんでしょうか。

○委員長（清水和弘君） 小田切課長。

○教育総務課長（小田切英規君） 地方教育行政、資料の1ページにも記載してあるんですけども、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に、自己評価・点検をして、報告書を作成し、議会に報告して、広く一般に公表するということが書かれておりますので、どこの自治体でも必ず行っております。

○委員長（清水和弘君） 加藤委員。

○委員（加藤敬徳君） 分かりました。ありがとうございます。

自己評価ということなんですけれども、一応アンケートとか取って、例えば生徒さんからの声とか、あと、先生からの声もアンケートありましたよね。

○委員長（清水和弘君） 小田切課長。

○教育総務課長（小田切英規君） 学校評価アンケートというものを実施しているので、その中で児童・生徒はもちろんなんですけれども、学校の先生、保護者からもアンケート等を取りながら、この指標の基になるものとなっております。

○委員長（清水和弘君） 加藤委員。

○委員（加藤敬徳君） ちゃんと外の声を入れているということで分かりました。

あと、最後に、Wi-Fi利用者ということで、図書館ではあるんですけども、図書館で併設している、ちょっと生涯教育になるかもしれませんが、例えば敷島総合会館とか、あ、あいったところでも会議室とかそういったところでWi-Fiを活用できるように、ぜひ拡張してもらいたいなど、生涯学習のほうかもしれませんが、要望をお願いします。

○委員長（清水和弘君） 大柴課長。

○生涯学習文化課長（大柴宏之君） 今後の事業等の活用等について検討していきたいと思

ます。

○委員長（清水和弘君） そのほかありますか。

[発言する者なし]

○委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

以上で令和7年度教育委員会の自己点検・評価報告書についてを終わります。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時12分

○委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

続いて、公立保育園の主食提供について、担当より説明をお願いします。

中村子育て支援課長。

○子育て支援課長（中村大輔君） 公立保育園の主食提供についてご説明をさせていただきます。

資料5ページをお願いいたします。

まず、1の経緯であります。現在本市の5つの公立保育園におきましては、3歳児以上の園児に対し、おかず等副食を提供をしておりますが、主食（御飯）につきましては、保護者が準備し、持参をいただいているところであります。

山梨県内におきましては、13市のうち9市が公立保育園で主食の提供を実施をしております。本市においても子育て支援を目的として、主食の提供を行いたいと考えているところであります。

次に、2の現状になりますが、令和7年7月現在の山梨県内の公立保育園の状況としては、26市町村中、19市町村で主食の提供をしております。また、本市の私立の保育園等では、19園中、11園において主食の提供を実施しております。

本年8月に実施いたしました公立保育園の保護者アンケート調査におきましては、9割の方が有料であったとしても主食の提供に賛成であり、その理由といたしまして「暑い日など、衛生面で心配がなくなるから」や、また「時間的・精神的・経済的などの負担が軽減される」などの意見をいただいたところであります。

表の（１）の県内市町村の公立保育園主食提供の状況につきましては、先ほどご説明申し上げたとおりであります。7ページの別紙1に一覧表が掲載しているところであります。

次に、表の（３）の保護者アンケートの調査結果につきましては、8ページから12ページに別紙2に掲載をしておりますが、主食費を仮に月700円にした場合であっても、主食の提供に賛成かどうかということをお伺ったところ、9割の方が賛成ということで回答をいただきました。

また、主食につきまして、各保育園内での調理がよいか、それとも民間への外部委託も可能であるかという設問には、8割の方が各保育園内での調理を希望するとの回答をいただきましたところであります。

次に、資料の6ページをご覧ください。

3の効果になりますが、1つ目として、保護者の負担軽減であります。毎朝の主食を準備する手間が省け、保護者の時間的・精神的・経済的負担の軽減、特に共働きで兄弟のいる家庭にとりましては、大きな軽減につながります。

2つ目として、子供たちの栄養バランスの確保であります。園で主食と副食全体を管理することで、子供たちに必要な栄養素が偏りなく摂取できるよう献立を立てることが可能となります。

3つ目として、衛生管理の徹底が上げられます。園内の給食室で調理されるため、食材の管理から調理の過程まで、厳格な衛生基準の下で管理されることとなりますので、持参する場合と比べ食中毒などのリスクの低減が図られます。

4つ目として、アレルギー除去食への対応になります。園が主食も含めて管理することで、アレルギーを持つ子供や特定の食材を除去する必要がある子供に対して、より適切で安全な食事の提供が可能となります。また、パンを持参する子供がいる場合など、アレルギーを持つ子供に対する保育士の負担軽減が図られることになると考えております。

次に、4の内容であります。表の（１）の主食提供につきましては、令和8年度から各公立保育園で既存の調理室を利用し、主食を提供したいと考えております。

（２）の主食費につきましては、国の通知におきましては、主食費は食材料費を実費で徴収することが基本的な考えとなっていることから、本市の主食の食材料費の見込額として月700円を徴収してまいりたいと考えております。これによりまして、令和8年度以降の保護者負担につきましては、副食費が4,500円、主食費が700円、合わせて月5,200円になる見込みであります。

次に、5の多子世帯副食費負担軽減事業になりますが、本市では、令和7年度から多子世帯に係る副食費負担軽減事業として、公立保育園及び私立の保育園等の園児、第2子が半額、第3子以降全額の負担軽減を実施しているところではありますが、保護者への経済的支援として、令和8年度以降については、主食を含めた中で継続して実施してまいりたいと考えております。軽減額につきましては、表に記載のとおりであります。

6の今後の予定につきましては、令和7年12月に12月定例市議会へ調理器具等の物品について補正予算を上程、令和8年1月から3月に各公立保育園で調理器具等の準備を行い、令和8年4月から主食の提供を開始してまいりたいと考えております。

以上、公立保育園の主食提供についての説明でございます。ご審査のほどよろしく願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑等がありましたら、お願いします。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） 公立保育園の主食提供で700円徴収して提供するという事なんですけれども、例えば私立の保育園が主食提供するといった場合は、やっぱり同じような形で提供していただけるのでしょうか。

○委員長（清水和弘君） 中村課長。

○子育て支援課長（中村大輔君） 現在副食費でも私立の保育園等については、補助をしておりますので、同じような体制で補助をしてみたいと考えております。

以上です。

○委員長（清水和弘君） 加藤委員。

○委員（加藤敬徳君） 私はおうちから御飯持っていっているというのを知らなかったんですけれども、先ほどは食中毒の軽減という話があったんですが、例えば今までそういう形でやっていて、うちから持ってきた御飯で食中毒起こっちゃったなんて事例はあるのでしょうか。

○委員長（清水和弘君） 小澤保育係長。

○保育係長（小澤裕一君） お答えいたします。

今までそういった事例というのは、聞いていないところであります。

以上です。

○委員長（清水和弘君） 加藤委員。

○委員（加藤敬徳君）　うちから持ってきた御飯とかを例えば保管しておく体制というのは、どんな形になっているのでしょうか。

○委員長（清水和弘君）　小澤係長。

○保育係長（小澤裕一君）　夏場であれば、冷蔵庫等に置いて、食中毒が起こらないような形では保管をしているところであります。

　　以上です。

○委員長（清水和弘君）　そのほかございますか。

　　滝川委員。

○委員（滝川美幸君）　確認させてください。

　　多子世帯への副食費負担軽減事業ってありますけれども、そこで第1子は軽減がなく、第2子、第3子ということは、保育園だから、3人子供さん行っている家庭も現実あると思いますけれども、そういう場合で7,800円、月額がそうなるということですよ。一番上の子は……そうじゃない、一番上が、丸々ですね。5,200円ですね。それで、この第1子がもし、そのお宅が3人子供さんがいて、第1子が小学校に上がってしまっている場合は、この金額でいいんですか。幼稚園に行っている子が第2子であればいいということですか。

○委員長（清水和弘君）　小澤係長。

○保育係長（小澤裕一君）　お答えいたします。

　　小学校に通っていても、第2子、第3子であった場合はこういった軽減を受ける形となります。

　　以上です。

○委員長（清水和弘君）　そのほかありますか。

　　保坂副委員長。

○委員（保坂　康君）　この前も説明受けたんですけれども、これだけの金額、今、この間も言いましたけれども、物価高騰ということで4,500円副食費、あと主食で700円というような金額というのは、いろんな計算上出てきたとは思いますが、今後これが多分上がってくる。この食費だけでは足りなくなるというようなケースも出てくるかなとは思いますが、その辺については、将来についてどのように考えているか、お願いいたします。

○委員長（清水和弘君）　中村課長。

○子育て支援課長（中村大輔君）　現状につきましては、この金額ということになりますけれども、また、来年度以降、物価高騰等も当然ございますので、状況等を見まして、その都度

足りないようであれば、また増額等も検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（清水和弘君） そのほかございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

以上で公立保育園の主食提供についてを終わります。

続いて、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施について担当より説明をお願いします。

中村課長。

○子育て支援課長（中村大輔君） 引き続きお願いいたします。

乳児等通園支援事業、通称こども誰でも通園制度と呼ばれている制度になりますけれども、そちらの実施についてご説明をさせていただきます。

資料13ページをお願いいたします。

1の経緯であります。児童福祉法及び子ども・子育て支援法では、全ての子供の育ちを応援し、子供の良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して保護者の多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化することを目的とした乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を令和8年度から全ての市町村で実施することとしております。

2の現状になりますが、こども誰でも通園制度は、令和6年度から国の試行的事業として開始され、令和7年6月末時点で、全国115自治体が実施をしており、山梨県内におきましては、甲府市が令和6年7月、都留市が令和7年8月から実施をしているところであります。甲府市では、令和6年度末時点で、公立保育園1園、私立の保育所等が21園、合計22園で実施し、利用人数は年間88人でありました。

次に、3の事業概要であります。こども誰でも通園制度は、ゼロ歳6か月から満3歳未満の保育所等に通っていない未就園児を保護者の就労要件に関係なく、月10時間を上限として時間単位で保育所等へ預けられる制度となっております。

事業実施に当たりましては、市が（仮称）設備及び運営に関する基準条例等を定めまして、事業を行う私立保育所等への認可を行い、事業を実施した場合には、（仮称）運営に関する基準条例等に基づき確認を行った上で、給付費の支払いを行う必要がございます。

なお、給付費など詳細につきましては、現時点で国から示されておりませんが、12月以

降に周知される予定ということで伺っております。

次に、4の事業効果になります。

(1) こどもへの効果といたしましては、家庭とは異なる経験や家族以外の人と関わる機会が得られること。子供に対する関わりや遊びなど専門的理解を持つ人がいる場での経験を通じて、ものや人への興味・関心が広がり成長していくことができること。また、年齢の近い子供と関わりによりまして、社会情緒的な発達を促すなど成長発達に資する豊かな経験をもたらすことなどが考えられます。

次に、(2)の保護者への効果といたしましては、専門的知識や技術を持つ人と関わることにより孤立感や不安感の解消とともに、子供とひとときでも離れる時間を過ごすことで、育児に関する負担感の軽減につながる。また、保育者から子供の得意なことやできていること、興味あることなどを伝えてもらうことで、親としての自信が回復すること。子供同士の関わりや子供に対する保育者の接し方を見ることで、子供の成長の過程と発達の現状を客観的に捉えることができるなど、親としての成長につながる。などが考えられます。

次に、(3)事業者、保育所や認定こども園などへの効果といたしましては、これまで接する機会の少なかった子供や家庭と関わることで、保育者として有する専門性を地域の子供のためにより広く発揮できること。また、利用児童の減少等によりまして、定員を満たすことが難しくなりつつある保育所等が現在増えているという報道もありますけれども、特にそのような保育所等におきましては、高い専門性を有する保育者などの人材を経営上の都合によって手放すことなく事業を継続したり、発展させたりしていく可能性が広がっていくことなどが考えられます。

次に、(4)市の効果といたしましては、全ての未就園児と保護者に対し、切れ目のない支援を提供できるようになり、地域全体の子育て支援の充実が図れること、また、子育てしやすい環境が整備されることで、地域の活性化や人口減少対策に寄与する可能性があることなどが考えられるところであります。

次に、5の事業方針になりますけれども、国の実施要綱に準じる内容となっております。

実施日は、令和8年4月1日から。対象事業者は私立保育所、私立の認定こども園、小規模保育事業所等になります。

対象児童は、保育所等に通園していないゼロ歳6か月から満3歳未満の子供。

利用時間は、月10時間を上限。利用料は300円を標準。

利用方法は、市に利用申請を行い、利用者としての認定を受けた後、国の総合支援システ

ムを利用して、希望施設へ直接予約し、利用する。

次に、公立保育園の対応であります。本制度におきましては、民間の認可私立保育所等で事業を行うことを基本に考えているところであります。民間では受入れが難しい障がい児や医療的ケア児等がいた場合を想定し、公立保育園1園、双葉西保育園になりますけれども、こちらでも実施することといたします。

6の今後の予定につきましては、令和7年12月、12月定例市議会へ（仮称）設備及び運営に関する基準を定める条例等を上程、私立保育園等の事業者説明会の実施を行います。

令和8年2月には、認可申請等の受付。令和8年3月に市の認可を行い、令和8年4月から事業を実施してまいりたいと考えております。

以上、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施についての説明でございます。ご審査のほどよろしくお願いたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑等がありましたら、お願いします。

滝川委員。

○委員（滝川美幸君） この制度を使うことによって、そのままここでこども誰でも通園をしていた子供さんがそのままその保育園等に翌年の4月からきちっと入園できるという、そういうことはできるわけですか。

○委員長（清水和弘君） 小澤係長。

○保育係長（小澤裕一君） お答えします。

誰でも通園制度を利用した園児さんがそのまま翌年その保育園に入所できるかは、やはり指数等で決まっておりますが、ただ、そこを利用することでその保育園のよさを感じただいて、その保育園を多分第一志望として希望する事例が多くなっていくのではないかと考えているところです。

以上です。

○委員長（清水和弘君） そのほかありますか。

滝川委員。

○委員（滝川美幸君） 居所不明児の問題が非常に最近またクローズアップされてきているんですけれども、いわゆる保育園に行かさないままにその子が行方不明になっているということが、子供が今現在日本の中でしっかりいるということは把握されているんですけれども、

殺人事件があったりして、クローズアップされました。

そういう意味でも、こういうところにゼロ歳児ぐらいから育児の難しい親御さんから子供さんたちを預かってもらうということが、非常にそういうものを抑止するいい事業じゃないかなと思います。現在甲斐市の中の居所不明児というのは把握していますか。

○委員長（清水和弘君） 中村課長。

○子育て支援課長（中村大輔君） 居所不明児については、子育て支援課のほうでは把握はしておりません。

○委員長（清水和弘君） そのほかありますか。

山本委員。

○委員（山本 英君） いい制度だと思うんですけども、職場で働く先生たちとか、そこに対して、多分結局行く保育園とか預けるとか、すぐそばで行きやすいところだと思うんですよ。そこにいる先生たちもすごい結構大変だと思うんですよ。保育園の先生とか。そこに対しての改善、人が増えるわけじゃないですか。そういったものに設備だったり、先生たちを増やしたりとか、そういった改善はされているんですか。

○委員長（清水和弘君） 小澤係長。

○保育係長（小澤裕一君） お答えいたします。

詳細は、12月以降になりますが、給付費として、かかった費用につきまして、事業運営費として各保育園に費用を払う予定しております。給付費として。

○委員長（清水和弘君） 山本委員。

○委員（山本 英君） じゃ、給料が多少増えるというか、あと、すみません、結局先生が足りないというような現状だと思うんですが、その足りない人に対して給料が増えたところで結局働き方改革とかそういったものがある中で、生徒が増える、突然来て預けたいといったところに、先生たちが増えないのに対応ができるのか。給料が増えてそれでいいのかというのを聞きたいんですけども。

○委員長（清水和弘君） 中村課長。

○子育て支援課長（中村大輔君） 人員の確保というのは、恐らくどの保育園でも憂慮しているところであると思いますけれども、今回の制度につきましては、基本的に手挙げ方式ということになっておりまして、民間事業者において園児の確保が難しい園ですとか、先生が余ってしまっているような園というのが、積極的に手を挙げていただいて、園児の確保に努めていただけるというようなこともこの制度の想定されているところでもあります。

以上です。

○委員長（清水和弘君） そのほかありますか。

加藤委員。

○委員（加藤敬徳君） 今回の質問に関連するんですけども、甲斐市のこれは基本的に私立が対象ということだと思んですが、要は今の質問と同じ内容になるかもしれないですけども、受け皿的に甲斐市の場合は大丈夫なのか、その辺聞きたいんですけども。

○委員長（清水和弘君） 小澤係長。

○保育係長（小澤裕一君） お答えいたします。

令和6年10月に市内保育園等へ説明会を行いまして、そのとき実施をしていただけるかという調査を行いました。その場合において私立において市内5園が実施を検討したいということで、回答をいただいているところですので、行っていただけるのではないかと考えているところです。

以上です。

○委員長（清水和弘君） そのほかありますか。

[発言する者なし]

○委員長（清水和弘君） なければ質疑を終了します。

以上で乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施についてを終わります。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前11時34分

再開 午前11時35分

○委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

続いて、甲斐市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）及びパブリックコメントの実施について、担当より説明をお願いします。

赤松健康増進課長。

○健康増進課長（赤松 圭君） お疲れさまでございます。

健康増進課より甲斐市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）及びパブリックコメントの実施について説明申し上げます。

資料は16ページをお願いいたします。

1 番の趣旨につきましては、7月24日の常任委員会において本市改定作業の概要や骨子を含め、進めさせていただきました。本日は改定作業が終わりました甲斐市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）の内容とともに、今後実施を予定しております市民等へのパブリックコメントにつきまして説明申し上げます。

2 番、計画期間は、来年度から令和13年度までの6年間でございます。計画の中にも記載しておりますが、感染症の変容等に応じて柔軟かつ迅速に対応するための方策を随時見直すこととしております。山梨県も同様の考えであります。おおむね6年間ごとに大幅な見直しを行うことから、整合性を図るため、市計画と合わせて令和13年度に再改定を実施するものであります。

3 番は、知見を有する方や市民からのご意見、また協働する他課、県の同意確認など、改定に必要な過程でございます。

次に、4 番でございますが、市行動計画（案）は、ボリュームがございますので、ポイントをかいつまんで説明いたします。

計画書（案）をご用意いただければと思います。

計画書のPDFのほうですが、タブレット8ページにページが1－3と振ってあるんですけども、こちらをお開きください。

本計画が対象とする疾病は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に定める疾病となります。図にございますとおり、感染症法の疾病分類において病原体の実態が未知なものや種類が特定されていて第一から五までの分類が未指定の感染症が発生し、全国的かつ急速な蔓延の危険性が予知されますと、特措法が適用され、感染症有事として同法に基づく対応を行います。

対策の結果、最終的にワクチン等による免疫の獲得が進み、病原体の変異により病原性や感染性等が低下するなど、特措法によらない基本的な感染対策に移行しますと、有事対応が終了となり、既知・既存の感染症として分類されます。

次ページ、タブレット9ページをお願いいたします。1－4になります。

県及び市が共に目指す姿は、感染症に強靱な社会の形成であり、危機に対応する平時からの体制づくりや市民の生活、社会経済活動への影響への軽減、基本的人権の尊重が目標であります。

続く1－5、タブレット10ページからの第3章では、国・県、市町村をはじめ、医薬品

や医療機器の製造・販売、電気やガスの供給、通信事業者、その他道路公社や公共施設を管理する法人であります指定地方公共機関、それ以外の消防機関、各種教育施設や高齢者施設等様々な関係機関、そして、一般事業者や市民まで担っていただく役割を示しております。

この第2部は、対策の実施に関する基本的な方針であります。

タブレット19ページから第2部が始まります。タブレット19ページは2-1というページが振ってあります。

新型インフルエンザ等への対策には、2つの目的がございます。

1つ目は、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命・健康を保護することです。新型コロナウイルスでの課題を踏まえ、感染症ピークをできる限り遅らせ、医療やワクチン、調薬の時間を確保したり、ピーク時の医療負担を軽減し、適切な医療を必要な患者に提供する目的がございます。

2つ目は、市民の生活経済に及ぼす影響を最小化することです。社会経済活動のバランスを取った感染予防対策の実施、公的機関や事業者においては、業務や事業の継続計画の下、活動の維持を図ります。

タブレット22ページ、2-4をお願いいたします。

第2部第2章では、様々な感染症に幅広く対応できるシナリオづくりとして、これまでの計画の対応時期を全面的に変更いたします。下の表のとおり、新たな感染症危機の発生の前の段階を準備期に区分します。また、感染症の発生時期を初動期とし、政府対策本部が設置され、基本的対処方針が公示されて以降を対応期として区分します。また、対応期は、封じ込めを念頭に対応する時期から特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期まで、さらに細分化しております。これらの区分された時期における準備や対応策は、進展状況に応じて適時切替えを行うものであります。

2-8、タブレットは26ページになります。そちらから第3章が始まります。

こちらは対策項目の概要となります。本日は第3部の説明の多くを省略させていただきたく存じますので、この第2部第3章を中心に説明いたします。

先に行動計画は、国・県、市町村が一体となって取り組むための方策をまとめたものであり、整合性が重視される上のお話をいたしました。それぞれの特性に応じて対策を実施いたします。

市が取る対策につきましては、7つの項目を設定しております。

①の実施体制は、新型インフルエンザ等の発生から対応時期までのそれぞれに応じ、組織

体制を移行させるものです。

2-17、タブレットは35ページになります。

そちらに組織体制の段階的な設置状況を記載しておりますので、お開きください。

(1)の対策会議とは、感染症の発生に備えて設置するものから、市の各部局間の情報共有、県、市内事業者等の連携まで幅広く、かつ必要に応じて随時開催いたします。

(2)の即応体制とは、県が準備期から初動期に移行し、感染症対策センター、保健所等による即応体制を取る際に、県と連動して感染症への対応を先手で進めます。

(3)の段階は、県が警戒本部を設置した場合であり、市においても警戒本部体制を敷き、初動期の対応や感染防止対策を共有します。

2-18、タブレットは36ページ、次ページをお願いいたします。

警戒本部に対して、県内に感染事例が確認され、想定よりも早く県内流行が広まるおそれがある場合は、特措法の規制に基づかない任意の組織として県は対策本部を設置します。その場合、市は県と連携して必要な対策を進めます。

(5)のように、感染症に特措法が適用された場合の市対策本部を設置し、相互調整を行います。また、必要に応じて県本部に対し、県内の広域的な調整や情報提供を求めることができ、市教育委員会に対しても必要な措置を講じるよう求めることができます。

なお、即応体制、対策会議、警戒本部、対策本部、それぞれの体制の構成の比較や設置基準に関しましては、2-21ページと22ページ、タブレットは39ページ、40ページに記載しております。

また、戻りまして、タブレットの37、38ページには、市の各部局、関係課の分掌事務をまとめておりますので、併せてご覧ください。

市の対策項目2つ目は、情報提供・共有、リスクコミュニケーションなどに係る内容になります。タブレットは44ページをお願いいたします。下のほうには2-26ページと振っております。

県と市は、情報の受け手に配慮した発信をきめ細やかに行うため、情報媒体の特性に応じて内容を工夫するとともに、特にSNSなど一部の情報は切り取られ、偽、あるいは誤情報となって拡散されるおそれがあることに留意いたします。

続くタブレット45ページをご覧ください。

少し下に、リスクコミュニケーションの方法とございますが、これは、情報提供・共有を効果的に行うために、表内に記載した調査や情報分析を活用して、情報を伝えたい対象層に

応じた広報の方法やメッセージの内容を工夫することです。また、情報へのアクセスが困難な方々に対しましては、適切に情報が届いているか、モニタリングをして、必要に応じ情報提供方法等を見直しを行います。

3項目めが、水際対策、蔓延防止なんですが、こちらは省略させていただきまして、3-25、タブレットは飛んで、85ページになります。

そちらに対策項目の4つ目のワクチンがありますので、ご覧ください。

平時からのワクチンでの研究開発や流通体制の整備、感染症有事におけるワクチンの供給と管理は、国や県が担いますが、市では、感染拡大防止のための住民接種を円滑に実施できるよう接種に従事する医療従事者の確保など、平時より接種体制の構築を進めるとともに、ワクチンの安全性や有効性、また、健康被害に対する救済措置等の情報を発信いたします。

初動期及び対応期では、供給されたワクチンを基に、計画的に予防接種を実施をし、追加接種が必要な場合に随時対応いたします。

続いて、タブレット51ページにお戻りください。下のほうに2-33というページが振ってございます。

こちらは5つ目の対策項目、保健に係るものとなります。

蔓延防止のほうでは、県とか特に地域保健所のほうで感染患者に対する入院及びそれに伴う移送、また、濃厚接触者も含めた健康観察や外出の自粛、就業制限など、そちらを県が実施しますので、市のほうも協力要請に基づいて対応いたします。

また、県は、その入院病床の調整やクラスターの発生した老人福祉施設などの入所施設、あと、ホテル等宿泊施設における療養支援を行うんですが、療養者自身の家庭環境、家族支援状況まで把握することは困難であります。よって、住民に最も身近な行政機関である市は、患者等の状態に応じた食事または食料品の提供、日用品の支給、介護サービスなど日常生活を営む上で必要な支援について県と協力をして実施をいたします。

また、独り暮らしの高齢者、妊産婦、小さな子供がいる家庭といった特に配慮を要する方々への自宅を見回り、健康観察等を通して療養を支援いたします。

それでは、6つ目は飛ばしまして、タブレット57ページ、2-39というページをお開きください。

こちらが7つ目、最後の項目になってしまいますけれども、こちらが生活・経済の安定の確保に係る項目となります。

業務継続計画、あるいは事業継続計画は、職種の特性を踏まえ、従業員や訪問者、利用客

などが感染するリスクと経営の維持・存続のための収入の確保を勘案した中で、重要業務の選定を行うものであり、その実効性の検証と不断の改善が求められております。

市では、自らの計画を平時より見直し、また、市内事業者における計画策定を支援いたします。

次に、公衆衛生上の課題がございます。

もしも病原性の高い感染症が大流行し、亡くなった方の数が火葬場の能力を超える可能性を考慮いたしまして、埋葬・土葬についても地域の葬送文化や宗教的感情、遺族のご意向に配慮しながら、慎重に対応してまいります。

以上が簡単ではございますけれども、市計画に定める感染症対策の7つの項目のうちの抜粋した内容でございますので、計画案の全体像となります。

それでは、計画案のほうから、先ほどの厚生常任委員会の資料のほうにお戻りください。

資料は17ページになります。

資料の5番といたしまして、本計画の内容に対して6番に掲げた方や団体の皆様から広くご意見をいただくためのパブリックコメントを11月20日木曜日から12月15日月曜日まで募集いたします。計画案の閲覧方法、場所及び提出方法は、7番、8番に記載のとおりです。

また、議員各位からもご意見やご提言をいただきたく存じますので、本日の会議資料に添付しております甲斐市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）に対する意見・提言書によりお寄せくださいますようお願い申し上げます。

提出期間は、パブリックコメントと同期間、期限を12月15日までとさせていただきますことをご了承ください。

提出方法につきましては、添付のファクス送信か郵送、もしくは健康増進課へのご持参によりお願いいたします。

もしも添付用紙の電子版を基にパソコン等で作成されたものをEメールで提出をご希望の場合につきましては、お手数ですが、ご連絡をお願いいたします。

最後に、9番としまして、今後の予定でございますが、来年2月に計画の審議期間である保健福祉推進協議会にて議員各位及び市民の皆様から頂きましたご意見の内容と計画への反映などを報告いたします。その後3月に計画の公表を予定しております。

以上で本件の全ての説明を終了いたします。ご審査のほどお願い申し上げます。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑等がありましたら、お願いします。

山本委員。

○委員（山本 英君） 先ほどインフルエンザ等感染が大流行した場合は、火葬じゃなくて、埋葬もと書いてあるんですけれども、それ、埋葬する場所とかそういったのはある程度確保しているのか、されているんですか。

○委員長（清水和弘君） 赤松課長。

○健康増進課長（赤松 圭君） まだ計画の段階でそこまで、確保までは至っていないところでもありますけれども、まずは火葬場の能力を有効活用といいますか、最大限活用できるように措置いたしまして、あとは冷凍といいますか、保管できる場所が各民間の葬祭場がございまして、そういったところも活用しながら検討して、最終手段ということで、埋葬は取る格好となります。

以上です。

○委員長（清水和弘君） 山本委員。

○委員（山本 英君） じゃ、そういう霊安室とかあるようなところと提携というかそういうのをいずれ結んでいくということではよろしいのでしょうか。

○委員長（清水和弘君） 赤松課長。

○健康増進課長（赤松 圭君） さようございます。そのとおりでございます。

○委員長（清水和弘君） そのほかありますか。

[発言する者なし]

○委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

[発言する者あり]

○委員長（清水和弘君） ありますか。

失礼しました。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） すみません。

パブリックコメントの対象なんですけれども、新型コロナのパンデミックの際は、医療機関が本当に混乱したと思うんですよね。感染してもなかなかかかれないとか。この中で書かれているんですけれども、ぜひ甲斐市の方が入院したような医療機関とか、そういう方のコメントで、この計画が実施可能なのかどうか、ぜひコメントいただきたいと思うので、追加していただきたいなと思うんですけれども。

○委員長（清水和弘君） 赤松課長。

○健康増進課長（赤松 圭君） 説明の中でも申し上げましたけれども、基本的に入院調整と  
いいますか、中規模、中核医療機関についての入院措置につきましては、山梨県が調整をす  
るということは、新型コロナの経験を踏まえて調整は実施するところでありまして、  
市町村という枠というわけではなくて、やはり重症度に応じて平等に各市町村からの受入れ  
を病院のほうでも行うかと存じますので、これは市の行動計画ではございますけれども、県  
のほうには、病床の確保も積極的に求めていくといった内容での一部修正といいますか、変  
更を検討していきたいと考えております。

○委員長（清水和弘君） よろしいですか。

そのほかございますか。

[発言する者なし]

○委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

以上で甲斐市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）及びパブリックコメントの実施に  
ついてを終わります。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前11時57分

再開 午前11時59分

○委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

次に、学校教育課よりその他がありますので、説明をお願いします。

小山田学校教育課長。

○学校教育課長（小山田拓也君） お疲れさまでございます。

学校教育課より口頭にて1点ご報告をさせていただきます。

これまで随時ご報告をしてまいりました敷島学校給食センター元調理員からの損害賠償請  
求訴訟についてであります。

令和7年9月11日に東京高等裁判所にて控訴審の第1回口頭弁論が行われ、即日結審し、  
去る11月13日に判決が言い渡されました。判決内容は、原告の控訴を棄却するというもの  
でした。第一審に続いて、第二審も本市の勝訴ということになります。

今後の対応についてですが、現時点では、判決を受けての相手方の対応が明らかになっておりませんが、引き続き本件の推移を注視しつつ、適切に対応してまいります。

以上、簡単ですが、報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

この件につきましては、質疑を行わず、報告として終了します。

以上でその他を終了します。

引き続き次第の4、その他に入ります。

委員より常任委員会関係でその他何かありましたら、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） ないようですから、事務局より何かありましたら、お願いします。

深澤書記。

○書記（深澤隼人君） 事務局より1点お願いいたします。

10月の厚生文教常任委員会で意見交換会について検討いただきまして、相手方については、社会福祉協議会と行うこととし、テーマについては、委員長と事務局に一任されるという形になりました。その後社会福祉協議会及び委員長、事務局と相談しまして、テーマについては、食料支援、子ども食堂とすることとなりました。地域包括支援という意見も多くありましたが、市が主導で行っている事業ということもありまして、食料支援や子ども食堂については、さきの単独事業ということもありまして、希望する意見も多かったもので、このテーマといたしたいと思います。

なお、最初に概要等は説明していただくような形を取りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、時期につきましては、年明け1月頃で社会福祉協議会と日程を調整しようと思いますので、また決定して報告させていただきます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

内容につきましてはよろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水和弘君） なければ、その他を終了します。

以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

これもちまして厚生文教常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 零時02分